文京区介護サービス事業者連絡協議会要綱

11 文福介発第 4 号 平成 11 年 5 月 10 日 決定 11 文福介発第 217 号 平成 12 年 3 月 24 日 改正 15 文介介第 70 号 平成 15 年 4 月 10 日 改正 17文介介第 1700 号 平成 18 年 3 月 15 日 改正 19 文介介第 2130 号 平成 20 年 4 月 1日 改正 25 文福介第 10341 号 平成 26 年 1 月 16 日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、文京区(以下「区」という。)の区域内で介護保険法(平成9年法律第123号)第2条に規定する居宅サービス及び施設サービスその他介護に関連するサービス(以下「介護サービス」という。)を提供し、又は提供しようとする事業者(所)(以下「事業者」という。)相互間及び事業者と区との間の連携の確保を図り、サービスの質の向上や、利用者の自立につながる介護サービスの提供が行われるよう、文京区介護サービス事業者連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置し、その運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡又は協議の事項)

- 第2条 連絡協議会は、介護保険に係る次に掲げる事項について連絡し、又は協議する。
 - (1) 区及び事業者相互間の連携の確保に関すること。
 - (2) 区及び事業者相互間の情報及び意見の交換に関すること。
 - (3) 介護サービスの種類、提供量等に関すること。
 - (4) 文京区地域包括ケア推進委員会の事業者代表の選任に関すること。なお事業者代表は正会員とする。
 - (5) その他介護保険制度の運営に関して必要なこと。

(構成員)

- 第3条 連絡協議会は、参加の申し出のあった事業者のうち、会長が参加の必要があると認めた事業者及び区の 職員によって構成する。また会員の区分を以下のように定め、同一住所地で事業を実施している事業者を一会 員事業者とする。
 - (1)正会員 区内事業者
 - (2) 準会員 区外事業者
- 2 会員の登録申し込みをする場合、また変更があった場合は、別紙様式1によりすみやかに届け出るものとする。
- 3 退会するときは、様式2より届け出るものとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 連絡協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は文京区福祉部長の職にある者とし、副会長は会長が指名する者とする。
- 3 会長は連絡協議会の会務を総理し、連絡協議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 連絡協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長は、必要があると認めたときは、連絡協議会の構成員以外の者を会議に出席させて、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(部会)

- 第6条 会長が必要があると認めたときは、連絡協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会に関して必要な事項は、会長が定める。

(庶務)

第7条 連絡協議会の庶務は、文京区福祉部介護保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年1月16日から施行する。